

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	横浜町	重度心身障害医療	80	1. 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者 (3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る) 2. 愛護手帳「A」に該当する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4. 前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く)を除く。	課税世帯は1割負担 (ただし、非課税世帯は自己負担なし)		対象外	県内の医療機関等	平成19年10月診療分
青森県		乳幼児医療	81	1. 入院については、小学校就学の始期に達するまでの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)とする 2. 入院外については、4歳に達する日の属する月の末日までとする 3. 生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	4歳以上の幼児は、医療機関ごとに1日につき500円	なし			
青森県		ひとり親家庭等医療	82	・ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	○ 児童は自己負担なし ○ 父又は母の医療費は、保険医療機関等ごとに1月につき1,000円				
青森県	東北町	乳幼児	81	・0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年5月診療分
青森県	おいらせ町	重度心身障害者医療	80	1. 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者 (3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る) 2. 愛護手帳「A」に該当する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4. 前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く)を除く。	・課税世帯は1割負担 ・非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年10月診療分
青森県	三沢市	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	4歳児以上は医療機関ごとに1日500円	なし			
青森県	東北町(*)	乳幼児・小学生	81	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の年齢拡大(小学生まで→中学生までに拡大) 入 院:0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から中学校就学前までの児童(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし				
青森県	藤崎町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年4月診療分
青森県		重度心身障害者	80	1. 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2. 愛護手帳「A」に該当する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4. 前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	・課税世帯は1割負担 ・非課税世帯は自己負担なし				
青森県		ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし				

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	七戸町	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳児(満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで)					
青森県	東北町(*)	乳幼児・小学生 中学生・高校生	81	*平成20年5月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の年齢拡大(中学生まで→高校生までに拡大) 入 院:0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から高校在学中の者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年4月診療分
青森県	おいらせ町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月の月末までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年10月診療分
青森県	七戸町(*)	乳幼児・子ども	81	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年12月診療分
青森県	蓬田村	乳幼児・児童	81	0歳から中学校卒業の終期に達するまでの者(中学校卒業の3月末までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年9月診療分
青森県	三沢市(*)	乳幼児	81	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の自己負担額を変更(4歳児以上は医療機関ごとに1日500円→自己負担なし) 0歳児から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年2月診療分
青森県		乳幼児・児童	81	中学校卒業の終期に達するまでの者	なし		対象外		
青森県	佐井村	ひとり親	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のな い児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県		乳幼児等	81	0歳児から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成23年4月診療分
青森県	六ヶ所村	ひとり親	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のな い児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	つがる市	乳幼児及び子ども	81	0歳児から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外		
青森県	むつ市	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳児(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	平川市	乳幼児	81	0歳児から4歳未満の乳幼児(満4歳に達する日の属する月の月末までの者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分
青森県	平内町	乳幼児・子ども	81	0歳児から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年5月診療分
青森県	板柳町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月までの者)(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年7月診療分
青森県	横浜町(*)	乳幼児・子ども	81	*平成19年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の年齢拡大(4歳に達する日の属する月の末日まで一中学校就学前までに拡大) 1.入院については、小学校就学の始期に達するまでの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)とする 2.入院外については、中学校就学前までとする 3.生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	4歳以上の幼児は、医療機関ごとに1日につき500円	なし	対象外	県内の医療機関等	平成23年8月診療分
青森県	平川市	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年9月診療分
青森県	五戸町	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	・児童…自己負担なし ・父又は母…保険医療機関等(薬局を除く)ごとに、1月につき1,000円		対象外	県内の医療機関等	平成23年10月診療分
青森県	風間浦村	乳幼児・児童・生徒	81	乳幼児・児童・生徒(出生から中学校卒業の終期に達するまでの者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年11月診療分
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	・児童は自己負担なし ・父又は母の医療費は、医療機関等ごとに1月につき1,000円				
青森県	東北町	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県	五戸町	重度心身障害者	80	次のア～ウいずれかの障害者手帳の交付を受けた者であって、ア～ウ各号に規定する等級の手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満の者(ただし、平成16年9月30日以前に重度心身障害者医療費受給者となった者については、当該手帳交付時の年齢は問わない)。 ア.身体障害者手帳1～3級(3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸いずれかの機能障害に限る) イ.愛護手帳「A」 ウ.精神障害者保健福祉手帳1級	受給者証記載の「一部負担金の割合」が0割…自己負担なし 1割…総医療費の1割		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県	七戸町	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県	おいらせ町(*)	乳幼児・子ども	81	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(4歳未満一小学校就学の始期に達するまでに拡大) 小学校就学の始期に達するまでの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県	鶴田町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前の6歳までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県		ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県	蓬田村	ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県	深浦町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県		ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分
青森県	つがる市	ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	中泊町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	対象外			
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	六戸町	乳幼児	81	出生から満4歳に達する日の属する月の月末までの者 (各月の一日生まれは満4歳誕生日の前日までの者)	なし	対象外			
青森県	大間町	子ども	81	0歳から中学校までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)					
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	三戸町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあっては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者健康福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保険者(停止中を除く)を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年4月診療分	
青森県		乳幼児	81	出生から満4歳に達する日の属する月の月末までの者 (各月の一日生まれは満4歳誕生日の前日までの者)	なし	食事標準負担額を助成			
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし	食事標準負担額を助成			
青森県	三沢市(*)	子ども	81	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達した日以後の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外			
青森県	風間浦村(*)	ひとり親家庭等医療費	82	*平成23年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費について、対象者を縮小 (ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童→ひとり親家庭の児童及び父母のない児童へ変更) ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	外ヶ浜町	乳幼児・児童	81	0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年5月診療分	
青森県	藤崎町(*)	乳幼児・子ども医療費	81	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大、また、食事療養費の負担額を変更 (4歳まで→12歳までに拡大) (食事療養費は助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) 出生から中学校就学の始期に達するまでの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年6月診療分	
青森県	野辺地町	乳幼児・子ども	81	1.0歳から小学校就学前までの者(乳幼児) 2.小学校1年から中学校卒業(3年)の3月末までの者(子ども) 3.他の法令等による公費負担医療制度の対象となる者である場合、当該制度を優先して適用する 4.生活保護法の適用を受けている者は対象としない					
青森県	横浜町(*)	子ども	81	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大と入院の自己負担を変更、また、入院の所得制限を撤廃 (入院:就学前まで、入院外:12歳まで→入院・入院外ともに15歳までに拡大) (入院の自己負担額:4歳以上は500円/日→自己負担なし) (入院の所得制限:あり→なし) 1.入院・入院外ともに中学校卒業の終期に達するまでの者(中学校卒業の3月末までの者) 2.生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年7月診療分	
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	*平成19年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、子ども医療の対象年齢拡大に伴い、対象者の変更 ひとり親家庭の父又は母及び児童(中学校卒業後の4月1日から18歳に達した日以降の3月31日までの者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	・児童は自己負担なし ・父又は母の医療費は、保険医療機関等ごとに1月につき1,000円				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	田舎館村 板柳町	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)					
青森県	六戸町	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
青森県	おいらせ町	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被扶養者である者。 ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。					
青森県	平内町	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童 (18歳に達した日以降における最初の3月31日までの者)					
青森県	おいらせ町 (*)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学の始期に達するまで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(中学校修了までの者) ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
青森県	六戸町	重度心身 障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2.愛護手帳「A」に該当する者 3.精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4.前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に六戸町重度心身障害者医療費助成条例第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 1月診療分
青森県	今別町	乳幼児	81	0歳から4歳未満の乳幼児 (満4歳に達する日の属する月の月末までの者)					
青森県		ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被扶養者である者 ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く	なし		対象外		
青森県	田舎館村	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く)					
青森県	三戸町 (*)	乳幼児	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大 (満4歳まで→小学校就学前までに拡大) 0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
青森県	外ヶ浜町 (*)	乳幼児 ・ 児童	81	*平成24年5月診療分から受託している乳幼児・児童医療について対象年齢の拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外		
青森県	五戸町	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	今別町(*)	乳幼児・児童	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(満4歳に達する日の属する月の月末まで→中学校卒業年度の3月31日まで)0歳から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年7月診療分
青森県	藤崎町(*)	乳幼児・子ども	81	*平成24年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→中学校卒業までに拡大)出生から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者	なし	なし	食事標準負担額を助成		
青森県	深浦町(*)	乳幼児	81	*平成23年12月診療分から受託した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→中学校就学の始期までに拡大)出生から中学校就学の始期に達するまでの者(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	対象外		
青森県	青森市	重度心身障害者	80	次の1~3のいずれかの障害者手帳の交付を受けた小学校卒業前までの者(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。) 1.身体障害者手帳1級、2級及び3級(3級にあっては、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限る。) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年8月診療分	
青森県		子ども	81	入院:小学校卒業前までの者(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。) 入院外:小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。)	なし				
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の児童及び父母のいない児童で、小学校卒業前までの者(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。)	なし				
青森県	野辺地町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあっては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2.愛護手帳「A」に該当する者 3.精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4.前途については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以降に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法(停止中を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設に入所する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分	
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のいない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	児童は自己負担なし 父又は母の医療費は医療機関ごとに1月につき1,000円(薬局での自己負担なし)				
青森県	東北町(*)	乳幼児・小学生・中学生・高校生	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・小学生・中学生・高校生医療について、入院の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→高校生までに拡大)入院・入院外ともに0歳から高校在学中の者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
青森県	横浜町(*)	子ども	81	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業まで→高校卒業までに拡大)1.入院・入院外ともに高校卒業の終期に達するまでの者(高校卒業の3月末までの者) 2.生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
青森県	板柳町(*)	乳幼児	81	*平成23年5月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(4歳まで→小学校就学前までに拡大)0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年5月診療分
青森県	五戸町(*)	乳幼児等	81	*平成25年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大)入院:0歳から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者 入院外:0歳から小学校就学前の6歳までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	三沢市	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年 8月診療分
青森県	階上町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く)	なし				
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	なし				
青森県	黒石市	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外		
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童 (18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)	なし		対象外		
青森県	東北町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2.愛護手帳「A」に該当する者 3.精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4.前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取り扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村であるものを除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年 10月診療分
青森県	三戸町 (*)	ひとり親家庭等	82	*平成24年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、食事標準負担額の助成内容を変更(食事標準負担額を助成一助成対象外に変更) ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のいない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外		
青森県	平川市 (*)	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (4歳まで→6歳までに拡大) 0歳児から小学校就学前の6歳児(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年 11月診療分
青森県	六戸町 (*)	乳幼児 子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (4歳まで→中学校卒業まで(に拡大) 出生から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 2月診療分
青森県	五所川原市	乳幼児	81	0歳から小学校就学前の6歳までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外		
青森県	田子町	乳幼児・子ども	81	0歳から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者 田子町在住で青森県立田子高等学校に在学中の者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 4月診療分
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童 (18歳に達した日以後における最初の3月31日までの者)					
青森県	中泊町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業前までに拡大) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	
青森県	鶴田町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成23年11月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大) 0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	外ヶ浜町	ひとり親家庭等医療	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のいない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年5月診療分
青森県	南部町	重度心身障害者医療	80	1. 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2. 愛護手帳「A」に該当する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4. 前述については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年6月診療分	
青森県	南部町	乳幼児医療子ども医療	81	*0歳から中学校卒業の3月末までの者	なし				
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	*ひとり親家庭の児童または父母のいない児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)					
青森県	青森市(*)	重度心身障害者医療費	80	*平成25年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大(小学校卒業前までの者→中学校3年生までに拡大) *以下のいずれかの手帳保持者で中学校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。 1. 身体障害者手帳1級、2級及び3級(3級にあっては、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能障害に限る) 2. 愛護手帳A 3. 精神障害者保健福祉手帳1級	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年8月診療分	
青森県		子ども医療	81	*平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(入院は小学校卒業前までの者、入院外は小学校就学前までのもの→中学校3年生までに拡大)中学校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。	なし	対象外	県内の医療機関等		
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	*平成25年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大(小学校卒業前までの者→中学校3年生までに拡大) *以下のいずれかに該当する者で中学校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。 1. ひとり親家庭の児童(15歳に達した日以後最初の3月31日まで) 2. 父母のいない児童(15歳に達した日以後最初の3月31日まで) 3. 父又は母が重度心身障害者の家庭の児童(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)	なし	対象外	県内の医療機関等		
青森県	階上町(*)	乳幼児・子ども医療費	81	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(小学生就学前までの者→中学校就学時まで)に拡大 0歳から満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	鯉ヶ沢町	子ども医療	81	0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 9月診療分
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	三沢市	重度心身障害者医療費	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る。) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保険者(停止中を除く。)を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年 10月診療分	
青森県	大鰐町	重度心身障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者健康福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。 また、生活保護法による被保険者(停止中を除く)を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし				
青森県	大鰐町	乳幼児医療	81	0歳から小学就学前の6歳までの者 (満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年 10月診療分	
青森県		ひとり親家庭等医療	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険法の被保険者又は被扶養者である者	なし				
青森県	三戸町 (*)	乳幼児等医療	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大、また、食事療養費の負担額を変更 (小学校就学前まで→中学校卒業前までに拡大) (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分	
青森県	板柳町 (*)	乳幼児医療費 子ども医療費	81	*平成26年5月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大) 0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし				
青森県	田舎館村 (*)	乳幼児 子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで拡大) 0歳から中学校卒業までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 6月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	西目屋村	こども	81	0歳から高校卒業までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年7月診療分
青森県		ひとり親家庭等医療	82	ひとり親家庭等の児童 (満18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)					
青森県	十和田市	ひとり親家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
青森県	五戸町(*)	乳幼児等	81	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 0歳から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者(ただし、生活保護の適用を受けている者は対象としない)	なし				
青森県	十和田市	子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年9月診療分
青森県	十和田市	重度心身障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあつては心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中の者を除く)を除く。	なし	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
青森県	鯉ヶ沢町(*)	子ども	81	*平成27年9月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校卒業前まで→中学校卒業までに拡大) 0歳から中学校卒業まで者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
青森県	外ヶ浜町(*)	乳幼児・児童	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業前まで→高校卒業までに拡大) 0歳から高校卒業までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
青森県	佐井村(*)	乳幼児・児童	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業の終期に達するまで→高校卒業までに拡大) 0歳から高校卒業までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	平川市 (*)	子ども	81	*平成26年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大) 0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年 8月診療分
青森県	弘前市	子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし				
青森県	七戸町	重度心身障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級2級又は3級(3級にあつては心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1,2,3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中の者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。		課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 10月診療分
青森県	深浦町 (*)	子ども	81	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校就学の始期まで→中学校卒業前までに拡大) 0歳から中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分
青森県	八戸市	乳幼児等医療費	81	入 院:0歳から高校卒業前までの者(18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:0歳から小学校就学前の6歳までの者(満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 1月診療分
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童(18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで)					
青森県	新郷村	乳幼児等医療費	81	0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童(18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで)					
青森県	深浦町 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	大鰐町 (*)	子ども	81	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業前までに拡大) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の3月31日受診分まで)					
青森県	中泊町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業前まで→高校卒業前まで) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
青森県	平川市 (*)	子ども	81	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業前まで→中学校卒業前までに拡大) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)					
青森県	板柳町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業前まで→中学校卒業前までに拡大) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 6月診療分
青森県	平川市 (*)	ひとり親家庭等	82	*平成23年8月診療分から受託しているひとり親家庭等について、対象者を拡大 (ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童→ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童) ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者			対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
青森県	階上町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあっては心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.療育(愛護)手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中の者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。			対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	南部町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児・子ども医療費について、対象年齢を拡大(中学校卒業の3月末までの者→高校卒業の3月末までの者に拡大) *0歳から高校卒業の3月末までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
青森県	八戸市 (*)	子ども	81	*平成30年1月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(入院外:小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者に拡大) 入院:0歳から高校卒業前までの者(18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年1月診療分
青森県	東通村	乳幼児・子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)	なし		対象外	県内の医療機関等	
青森県	五所川原市	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年8月診療分
青森県	五所川原市 (*)	子ども	81	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(入院:小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者に拡大) 入院:0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から小学校就学前の6歳までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
青森県	藤崎町 (*)	ひとり親	82	*平成21年4月診療分から受託しているひとり親医療について、食事療養費の助成内容を変更(対象外→食事標準負担額を助成) ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年11月診療分
青森県	つがる市 (*)	乳幼児及びすこやか	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児及び子ども医療費について、制度名を変更(乳幼児及び子ども→乳幼児及びすこやか) 0歳児から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
青森県	蓬田村 (*)	乳幼児児童	81	*平成22年9月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業の終期に達するまでの者→高校卒業前までの者) 0歳から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
青森県	今別町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成25年7月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(中学校卒業年度の3月31日まで→高校卒業前まで) 0歳から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
青森県	三戸町 (*)	乳幼児等医療	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業前まで→高校卒業前まで) 0歳から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	むつ市	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童 (18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
青森県	五所川原市 (*)	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託している子ども医療費について、外来の対象年齢を拡大 (外来:小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者) 入院:外来ともに、0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
青森県	鶴田町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療費について、対象年齢を拡大 (小学校卒業前までの者→中学校卒業前までの者) 0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
青森県	平内町 (*)	乳幼児・子ども医療費	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療費について対象年齢を拡大。 (15歳→18歳) 0歳児から18歳までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
青森県	黒石市 (*)	乳幼児	81	*平成26年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (0歳から6歳までの者→0歳から15歳までの者) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
青森県	板柳町 (*)	乳幼児・子ども医療費	81	*平成30年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療費について対象年齢を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までの者) 0歳児から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) ただし、生活保護法の適用を受けているものは対象としない。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 6月診療分
青森県	大間町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費の助成内容を変更 (対象外→食事標準負担額を助成に変更) 0歳から中学校までの者 (満15歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年 6月診療分
青森県	つがる市 (*)	ひとり親家庭等医療費	82	*平成23年12月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費について対象者を拡大。 (ひとり親家庭の父または母を追加) ひとり親家庭の父または母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
青森県	藤崎町 (*)	子ども医療	81	*平成25年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更。(乳幼児・子ども医療→子ども医療) 出生から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 1月診療分
青森県	黒石市	重度心身障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあっては心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.療育(愛護)手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中の者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 2月診療分
青森県	弘前市	ひとり親家庭等医療	82	ひとり親家庭等の児童 (18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
青森県	田子町	重度心身障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあっては心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.療育(愛護)手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中の者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
青森県	大鰐町 (*)	子ども医療	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
青森県	鶴田町 (*)	乳幼児・子ども医療費	81	*令和2年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児・子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	六ヶ所村 (*)	乳幼児等医療費	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児等医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
青森県	十和田市 (*)	子ども医療費	81	*平成28年9月診療分から受託している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
青森県	つがる市 (*)	乳幼児及びすこやか	81	*令和2年4月診療分から受託内容を変更している乳幼児及びすこやか医療について対象年齢を拡大。 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年 4月診療分
青森県	むつ市 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大。 (6歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年 4月診療分
青森県	階上町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成27年8月診療分から受託内容を変更している乳幼児・子ども医療について対象年齢を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年 4月診療分
青森県	弘前市 (*)	子ども	81	*平成29年10月診療分から受託している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年 4月診療分
青森県	黒石市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大。 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
青森県	三沢市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
青森県	五所川原市 (*)	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 8月診療分
青森県	東通村 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
青森県	七戸町 (*)	ひとり親家庭等	82	*平成23年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象者を拡大。 (児童→父又は母及び児童に拡大) (ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童→ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童) ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 8月診療分
青森県	平川市 (*)	子ども	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
青森県	鱒ヶ沢町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	田舎館村 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成28年6月診療分から受託内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
青森県	風間浦村 (*)	乳幼児・児童・生徒	81	*平成23年10月診療分から受託している乳幼児・児童・生徒医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業前まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
青森県	おいらせ町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成24年10月診療分から受託内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
青森県	大間町 (*)	子ども	81	*令和3年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
青森県	藤崎町 (*)	子ども医療	81	*令和4年1月診療分から制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業前まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	食事標準負担額を 助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
青森県	佐井村 (*)	子ども医療	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・児童医療について、制度名を変更 (乳幼児・児童→子ども) 0歳から18歳までの者※高校在学要件を排除 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
青森県	青森市 (*)	子ども	81	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→高校3年生までに拡大) 高校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
青森県	青森市 (*)	ひとり親家庭等	82	*平成27年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→高校3年生までに拡大) *以下のいずれかに該当する者で高校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。 1.ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後最初の3月31日まで) 2.父母のいない児童(18歳に達した日以後最初の3月31日まで) 3.父又は母が重度心身障害者の家庭の障害者でない父又は母及び児童(18歳に達した日以後最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
青森県	野辺地町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成24年7月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業(3年)の3月末まで→18歳到達の年度末までに拡大) 1.0歳から小学校就学前までの者(乳幼児) 2.小学校1年から18歳到達の年度末までの者(子ども) 3.他の法令等による公費負担医療制度の対象となる者である場合、当該制度を優先して適用する 4.生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
青森県	八戸市 (*)	子ども	81	*平成31年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院外:中学校卒業前までの者→高校卒業前までの者に拡大) 0歳から高校卒業前までの者(18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	青森市	重度心身障害者	80	* 平成27年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、子ども医療の所得制限撤廃及び対象年齢拡大に伴い、「80020019」の取扱い終了					令和6年9月診療分までの取扱い
青森県	六戸町 (*)	乳幼児・子ども	81	出生から高校卒業年度の3月31日までの間にある者 (年齢: 中学校卒業まで→高校卒業までに拡大)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
青森県	七戸町 (*)	乳幼児・子ども	81	18歳までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (年齢: 15歳まで→18歳までに拡大)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。